

株 主 各 位

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号

水道機工株式會社

代表取締役社長 角 川 政 信

第112回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

このたびの熊本・大分地方を中心に発生した地震により被災されました株主の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第112回定時株主總會を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号
水道機工株式会社 本社7階 會議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主總會参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修  
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス  
<http://www.suiki.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済再生へ向けた政策の実行ならびにマイナス金利導入による金融面での追加緩和により、景気は緩やかな回復基調が継続してまいりました。一方、中国をはじめとした新興国経済減速の影響が輸出低迷につながり、国内企業の先行きにおいて不透明感を抱えつつ推移してまいりました。

当社グループの関連する水処理業界においては、水道事業の基盤強化として持続可能で強靱な水道整備の推進方針のもと、耐震・老朽化対策など潜在的な設備更新需要はあるものの、少子高齢化、節水意識の高まり及び自治体の財政難等から水道事業広域化の検討や民間経営手法を活用する具体的計画の推進などの実現・拡大が引き続き待たれる状況となっています。また、五輪特需や震災復興工事需要による土木建築コストの価格上昇に伴う入札遅延など事業環境としては、総じて厳しい状況で推移しました。

民間の水処理分野においては、国内設備投資に持ち直しの動きが見られる中、工場等の用排水処理設備の需要拡大には至らず、海外水処理分野においても、政府開発援助の減少や政府インフラ輸出政策推進の遅れなど厳しい状況で推移しました。

当社グループは、現行の中期経営計画のもと、主要顧客の地方自治体が所有する施設更新・維持管理のための積極的な提案活動の実施とサービス体制強化、今後増加が期待される大規模施設の更新投資に備えた既存提携企業との協業強化、収益拡大に向けた生産体制の整備及び製品ラインアップの充実を柱とした事業拡大へ向けた諸施策を推進してまいりました。

当連結会計年度の業績につきまして、受注高は、設計・施工一括発注（D B）方式での大規模改修工事の受注があった一方で、運転管理委託契約の更新案件数が前期比で減少したことやメンテナンス工事の受注低迷などにより155億3百万円（前期比5.3%減）となりました。

売上高は、前期の手持受注工事が増加した一方で、メンテナンス案件の受注が減少した影響により153億97百万円（前期比3.0%減）となりました。利益面については、資材調達面でのコスト低減活動や個別プロジェクト管理の徹底を継続して行ってきた結果、営業利益は12億18百万円（前期比5.4%増）、為替相場変動の影響による為替差損の発生等により、経常利益は11億97百万円（前期比4.3%減）、特別利益として関係会社出資金売却益を計上するとともに、繰延税金資産計上による法人税等調整額の変動により、親会社株主に帰属する当期純利益は16億62百万円（前期比125.2%増）となりました。

事業部門別の概況については、次のとおりであります。

#### [上下水道事業]

上下水道事業では、新たな発注方式における入札への参加や、老朽化する既存施設の更新、改修ニーズに対応すべく、他社との差別化可能な当社水処理製品・システムなどを織り込んだ提案型営業を積極的に推進してまいりました。また、運転・維持管理事業のメンテナンス子会社への統合効果の早期発現を目指し、顧客ニーズを考慮したサービス体制の充実強化ならびに販売拡大に努めてまいりました。これらの結果、大規模沈澱ろ過方式の浄水場における当社初の設計・施工一括発注（DB）方式での受注や更新・改修案件において受注増加があった一方で、メンテナンス工事の減少及び運転管理委託契約の更新案件数が前期比で減少した結果、受注高は138億62百万円（前期比7.2%減）、売上高は136億99百万円（前期比2.6%減）となりました。利益面については、受注時での採算管理及び個別案件管理の徹底による原価低減効果により、営業利益は12億49百万円（前期比32.6%増）となりました。

#### [環境事業]

環境事業では、膜処理技術を中心とした多様な水処理設備のラインアップとエンジニアリング力をベースに、国内市場においては、既存顧客への改修ニーズの掘り起こしによる販売拡大に注力、海外市場においては、中東・東南アジア地域を中心に、子会社及び関連会社を通じ、顧客ニーズを踏まえて在来型に加え最新の処理技術を活用した柔軟な提案を行うことで販売拡大に努めてまいりました。さらに、市場規模が大きな国内外下廃水処理分野での事業拡大に向け、販売・生産体制の整備・拡充を図ってまいりました。その結果、受注高は9億45百万円（前期比29.7%増）、売上高は9億89百万円（前期比7.2%減）、営業損失は1億23百万円（前期は営業利益94百万円）となりました。

[機器事業]

機器事業では、既存顧客の水処理装置更新ニーズへの対応と非常用災害装置の拡販に注力する一方、効率性向上へ向けた生産体制の再構築を実施してまいりました。その結果、受注高は6億95百万円（前期比1.8%減）、売上高は6億99百万円（前期比5.0%減）、営業利益は88百万円（前期比22.8%減）となりました。

[その他の事業]

その他の事業では、不動産の賃貸を行ってまいりました結果、売上高は9百万円（前期比20.2%減）、営業利益は4百万円（前期比20.0%減）となりました。

事業部門別受注高

(単位：百万円・%)

| 事業区分 \ 期別 | 第111期  |       | 第112期  |       | 当連結会計年度未受注残高 |       |
|-----------|--------|-------|--------|-------|--------------|-------|
|           | 金額     | 構成比   | 金額     | 構成比   | 金額           | 構成比   |
| 上下水道事業    | 14,937 | 91.2  | 13,862 | 89.4  | 12,910       | 97.9  |
| 環境事業      | 729    | 4.5   | 945    | 6.1   | 278          | 2.1   |
| 機器事業      | 708    | 4.3   | 695    | 4.5   | 4            | 0.0   |
| 合計        | 16,375 | 100.0 | 15,503 | 100.0 | 13,193       | 100.0 |

事業部門別売上高

(単位：百万円・%)

| 事業区分 \ 期別 | 第111期  |       | 第112期  |       | 前 期 比 |       |
|-----------|--------|-------|--------|-------|-------|-------|
|           | 金額     | 構成比   | 金額     | 構成比   | 増減額   | 増減率   |
| 上下水道事業    | 14,059 | 88.6  | 13,699 | 89.0  | △360  | △2.6  |
| 環境事業      | 1,066  | 6.7   | 989    | 6.4   | △77   | △7.2  |
| 機器事業      | 736    | 4.6   | 699    | 4.5   | △37   | △5.0  |
| その他の事業    | 11     | 0.1   | 9      | 0.1   | △2    | △20.2 |
| 合計        | 15,873 | 100.0 | 15,397 | 100.0 | △476  | △3.0  |

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
平成27年10月に、持分法適用関連会社である五洲富士化工工程有限公司の出資持分全てを売却いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分 \ 期 別           | 第109期<br>(平成25年3月期) | 第110期<br>(平成26年3月期) | 第111期<br>(平成27年3月期) | 第112期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年3月期) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 受 注 高               | 15,307              | 17,692              | 16,375              | 15,503                           |
| 売 上 高               | 16,281              | 16,136              | 15,873              | 15,397                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 1,267               | 612                 | 738                 | 1,662                            |
| 1株当たり当期純利益          | 59円08銭              | 28円58銭              | 34円42銭              | 77円52銭                           |
| 総 資 産               | 15,611              | 17,875              | 17,189              | 19,015                           |
| 純 資 産               | 7,285               | 7,802               | 8,507               | 9,854                            |
| 1株当たり純資産額           | 339円65銭             | 363円83銭             | 396円69銭             | 459円51銭                          |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均の発行済株式総数に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

当社の親会社は東レ株式会社で、当社の議決権の51.2%（株式数10,955千株）を保有しております。当社は、親会社より水処理用機械・機器等に使用する原材料等を購入し、親会社には水処理機械等の製品の提供・販売を行っております。

商品の購入等については、市場での実勢を勘案して、価格及び取引条件が、他の取引条件と同等の水準となるよう検討し、決定しております。また、製品の販売等については、市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議により決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し取引ごとにその適切性・妥当性を確認した結果、当社の利益を損ねるものではないと判断しております。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名        | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                         |
|------------|-------|----------|---------------------------------|
| 株式会社水機テクノス | 80百万円 | 100%     | 水処理装置・機械の点検、修理<br>水処理施設の運転・維持管理 |

(注) 株式会社水機テクノスは、平成28年3月9日付で50百万円の増資を行った結果、資本金が増加しております。

#### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は1社であり、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は153億97百万円（前期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億62百万円（前期比125.2%増）となりました。

#### (4) 対処すべき課題

国内経済は、個人消費に足踏み感が見られる中、企業収益の改善傾向に支えられ景気は緩やかな回復基調が続く見通しです。また、海外においても新興国ならびに資源国の景気下振れリスクや中東情勢など不安要素を抱えつつ、不透明な状況が続くものと予測されます。

当社グループ主力の上下水道事業関連では、地方自治体の厳しい財政状況と資材・工事費高騰により、耐震化や老朽化への対策などライフラインの持続性を高める投資が遅れ、市場環境としては厳しい状況で推移する見通しとなっております。

このような厳しい市場環境の中で、上下水道事業においては、当社の主要顧客の地方自治体における施設更新・改修ニーズを盛込んだよりきめ細やかな提案が可能となるように、販売強化ならびに生産体制の充実化を進めるとともに、スピーディーな新製品・新技術開発を通じ競争力の強化を推進してまいります。また、既存の業務提携関係及びグループの総合力を生かし、官民連携等を活用した新たな契約方式による大規模更新案件への取り組みを加速させるとともに、上下水道分野以外の公共水処理市場の開拓にも積極的に挑戦し、中期的な収益拡大を目指してまいります。

環境事業においては、国内設備投資に持ち直しの動きが見られる中、国内水処理分野では、既存顧客への販売強化ならびにメンテナンス需要の確実な取り込みを推進、また海外水処理分野においては、サウジアラビアやベトナムなどにおける旺盛なインフラ投資に対処すべく、海外子会社、関連会社を通じた水処理エンジニアリングサービスの提供により、販売拡大を目指してまいります。

当社は、お蔭様で平成28年1月に創立80周年を迎えることができ、これらひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の日頃からのご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

当社グループは、経営環境が大きく変化する中、これらの諸課題の解決へ向けた施策を着実かつ迅速に遂行し、「水処理総合エンジニアリング企業」としてグループの更なる発展、業容の拡大に努めてまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は水処理事業であり、水処理機械、水処理用機器類の製造、販売を主な内容として、これらに附帯する保守点検、工事、運転・維持管理等の事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

① 当社

|       |                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 本 社   | 東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号                                                   |
| 支 店   | 東北（宮城県仙台市）、東京（東京都世田谷区）、名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）、広島（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市） |
| 事 業 所 | 滋賀（滋賀県大津市）                                                           |
| 工 場   | 厚木（神奈川県愛甲郡）                                                          |

（注）福岡支店は、平成28年4月1日より九州支店に名称を変更しております。

② 子会社

|            |     |         |
|------------|-----|---------|
| 株式会社水機テクノス | 本 社 | 東京都世田谷区 |
|------------|-----|---------|

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分   | 従業員数        | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|-------------|
| 上下水道事業 | 310 (257) 名 | 1 (7) 名     |
| 環境事業   | 17 (6)      | 4 (2)       |
| 機器事業   | 17 (1)      | 0 (△3)      |
| その他の事業 | - (-)       | - (-)       |
| 全社(共通) | 37 (11)     | △1 (5)      |
| 合 計    | 381 (275)   | 4 (11)      |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数       | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 173 (41) 名 | △5 (△5) 名 | 43.8歳 | 17.7年  |

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（顧問・嘱託・契約社員）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。



(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 30,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,479,844株
- ③ 株 主 数 1,284名
- ④ 大 株 主（上位10名）

| 株 主 名                                         | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------|----------|---------|
| 東 レ 株 式 会 社                                   | 10,955千株 | 51.0%   |
| 水 道 機 工 共 栄 会                                 | 918      | 4.2     |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                             | 604      | 2.8     |
| 株 式 会 社 電 業 社 機 械 製 作 所                       | 467      | 2.1     |
| ゴールドマン・サックス・インターナショナル                         | 378      | 1.7     |
| 森 永 忠 輔                                       | 364      | 1.6     |
| 株 式 会 社 品 川 鐵 工 場                             | 284      | 1.3     |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社<br>(信託口)             | 284      | 1.3     |
| MSIP CLIENT SECURITIES                        | 284      | 1.3     |
| ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー<br>ノントリティー クライアンツ 613 | 274      | 1.2     |

(注) 持株比率は自己株式(34,437株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                    |
|-----------|---------|---------------------------------|
| 代表取締役社長   | 角 川 政 信 |                                 |
| 取 締 役     | 大 町 芳 通 | O&M事業担当兼O&M事業室長、株式会社水機テクノス取締役   |
| 取 締 役     | 石 井 克 昌 | 機器事業担当、管理部門担当総務部長、株式会社水機テクノス取締役 |
| 取 締 役     | 丸 山 広 記 | プラント事業担当プラント事業部長兼東京支店長          |
| 取 締 役     | 大 谷 洋   | 東レ株式会社常務取締役水処理・環境事業本部長          |
| 常 勤 監 査 役 | 近 藤 泰 正 |                                 |
| 監 査 役     | 千 田 一 夫 | 株式会社ティムコ社外取締役                   |
| 監 査 役     | 軒 原 博 幸 | 東レ株式会社水処理・環境事業企画管理室長            |

- (注) 1. 取締役大谷洋氏は、社外取締役であります。なお、同氏は、平成27年5月1日に施行されている会社法改正に基づき、本株主総会終結の時をもって社外性を喪失することになります。
2. 監査役千田一夫氏及び監査役軒原博幸氏は、社外監査役であります。なお、監査役軒原博幸氏は、平成27年5月1日に施行されている会社法改正に基づき、本株主総会終結の時をもって社外性を喪失することになります。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①平成27年6月26日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐藤眞理氏、武蔵昌弘氏は任期満了により、常勤監査役金丸益久氏は辞任により、それぞれ退任致しました。
- ②平成27年6月26日開催の第111回定時株主総会において、石井克昌氏、丸山広記氏が取締役に選任、ならびに近藤泰正氏が監査役に選任され、それぞれ就任致しました。
4. 監査役千田一夫氏は、永年にわたり銀行業務を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役軒原博幸氏は、東レ株式会社において永年にわたり財務経理部門に従事された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、監査役千田一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大谷洋氏及び社外監査役軒原博幸氏、社外監査役千田一夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等

#### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数         | 報酬等の総額              |
|--------------------------|-------------|---------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(-1名) | 100百万円<br>(-100百万円) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3名<br>(1名)  | 16百万円<br>(200百万円)   |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 9名<br>(1名)  | 117百万円<br>(200百万円)  |

- (注) 1. 上記員数の内訳は、取締役については、当事業年度末現在の取締役4名及び平成27年6月26日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名であります。監査役については、当事業年度末現在の監査役2名(うち社外監査役1名)及び平成27年6月26日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名であります。なお、無報酬の取締役及び監査役については、上記員数には含めておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第109回定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第109回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額(取締役6名に対し14百万円)が含まれております。

#### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年6月26日開催の第111回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役2名に対し66百万円

#### ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役が役員を兼任する親会社又は子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は46百万円であります。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役大谷洋氏は、当社の親会社である東レ株式会社の常務取締役水処理・環境事業本部長であります。当社と同社との間には、水処理事業に関する仕入等の取引関係があります。
- ・監査役軒原博幸氏は、当社の親会社である東レ株式会社の水処理・環境事業企画管理室長であります。当社と同社との間には、水処理事業に関する仕入等の取引関係があります。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役千田一夫氏は、株式会社ティムコの社外取締役であります。当社と同社との間には、人的・資本的・取引関係その他の利害関係はありません。

#### ハ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                                     |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 大 谷 洋   | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち10回に出席し、経営全般に関する幅広い知識経験を有する経営者としての見地から、取締役会における適法性、妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。                       |
| 監 査 役 | 千 田 一 夫 | 当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会11回の全てに出席し、永年にわたる銀行業務への従事経験をもとに公正かつ独立的な見地より、取締役会及び監査役会における適法性、妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。         |
| 監 査 役 | 軒 原 博 幸 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち10回及び監査役会11回の全てに出席し、永年にわたる財務経理部門での従事経験をもとに公正かつ独立的な見地より、取締役会及び監査役会における適法性、妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

|                                         | 支 払 額 |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 37百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(注) 平成28年6月29日開催予定の第112回定時株主総会でご承認いただき、当社が監査等委員会設置会社に移行しました際には、本方針について適切な見直しを行います。

#### ⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止の処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。当社は、会計監査人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も新日本有限責任監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・ 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、グループ全体に適用する企業倫理・法令遵守行動規範（以下、企業行動規範という）を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
  - ・ CSR・法令遵守・人権委員会を通じ役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布を行うこと等により、役職員に対しコンプライアンスの理解を深め、尊重する意識を醸成する。
  - ・ 事業活動における企業行動規範・社内規定等を遵守させるべく、代表取締役社長のもとに法務審査室を置き、内部監査規定に従い監査を行う。
  - ・ 取締役及び使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の内部通報体制を構築する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・ 重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規定を準備する。
  - ・ 個人情報保護への対応として、個人情報管理規定を制定し、個人情報の保護方針及び社内の情報管理体制を定める。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・ 事業部等の部門の責任者は、それぞれ固有のリスクを認識し、リスクの発生を防止するための管理を行う。上記責任者は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・ 代表取締役、取締役及び理事によって構成される常務会（経営会議）を原則月2回開催し、より迅速に経営上の重要事項の方向付けを行うことによって取締役会を補完する機能を果たす。
- ⑤ 会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・ 企業行動規範を定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ・ 子会社に対し管理・支援の基準となる関連規程を整備し、子会社が親会社に対して承認を求める事項ならびに報告を行う事項を定め、当社グループ全体としてのリスク管理及び効率的運営に努める。
  - ・ 子会社の取締役及び監査役を兼務する役職員は、子会社取締役会への出席、定例的な実査の実施、当社法務審査室と子会社管理部門のスタッフ機能の活用などを通じて、法令及び定款ならびに当社グループとしての企業行動規範の遵守、情報の保存及び管理について指導を行う。
  - ・ グループ内取引については、必要に応じ法務審査室が審査する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役は監査の支援のために、法務審査室に属する使用人がその任にあたり、当該使用人は監査役の指揮のもと補助業務を遂行する。
  - ・監査役は監査の実効性を確保する観点から、法務審査室に属する使用人は、当社の事業、財務会計、コンプライアンス等に関する一定程度の知見を有する者を配置するよう配慮する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・法務審査室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の意見を事前に求めるものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する報告を求められた場合は、速やかに当該事項につき報告する。
  - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生するおそれがある時、役職員による違法または不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、監査役に報告する。
  - ・全取締役及び部門責任者は、監査役会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
  - ・内部通報制度等を通じて監査役へ報告を行った者に対し、いかなる不利益な取り扱いも行わず、不利益な取り扱いがあった場合には厳正に対処するものとする。
  - ・上記各号の報告及び取り扱いは、子会社の取締役及び使用人にも適用される。
- ⑨ その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
  - ・代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また法務審査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
  - ・監査役は職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当社監査役の意見を尊重して適切に負担を行う。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- ・反社会的勢力及び団体に対しては、グループ会社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に基づき毅然とした対応をし、これらと関係のある先とはいかなる取引も行わない。
  - ・総務部を対応部署とし、平素より所轄警察及び外部専門機関より関連情報を収集し、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進する。

#### (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する主な運用状況（体制全般の運用状況）
- ・「企業倫理・法令遵守ハンドブック」を子会社を含む全役職員に配布し、コンプライアンスに関して周知徹底を図っております。また社員研修時の講話や社外講師によるセミナー開催、社内掲示物等による啓蒙活動を実施しております。

- ・取締役及び監査役同行のもと、法務審査室及び子会社管理部門による事業拠点への内部監査を実施しております。内部監査の中では、企業倫理・法令遵守の取り組みやリスク管理の状況、関連法規や就業規則の遵守状況などのヒアリングを実施しております。
- ② 取締役会の体制に関する主な運用状況（体制②から⑤の運用状況）
- ・取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、取締役の職務の執行状況及び内部統制システムの運用状況の監督、経営リスク等の審議及びその他重要事項の決定を行っております。当事業年度においては計18回開催されております。
  - ・取締役会へは社外監査役2名を含む3名の監査役が出席し、必要ある場合に発言を行っております。
  - ・常務会（経営会議）は、取締役及び理事の6名で構成され、経営上の重要事項について審議を行っており、常勤監査役1名も出席しております。当事業年度においては、計24回開催され、各議案についての審議を行い、取締役会を補完する機関としての機能を果たしております。
- ③ 監査の体制に関する主な運用状況（体制⑥から⑨の運用状況）
- ・監査役は、取締役会及び常務会（経営会議）、その他重要な会議に出席し業務執行状況を把握しており、必要に応じ取締役及び使用人に対して報告を求めています。
  - ・各事業部等が開催する会議等へは、事前の開催通知を監査役へ行い、監査上必要な会議への出席を行っております。
  - ・法務審査室使用人は、監査役監査を支えるに足る知見を有する者で構成され、適時適切に監査役監査に対する支援を行っております。

(注) 平成28年6月29日開催予定の第112回定時株主総会で、当社が監査等委員会設置会社に移行する旨ご承認いただきました際には、本体制について移行後に適切な見直しを行います。



## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部              |               |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目                  | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>14,380</b> | <b>流動負債</b>          | <b>6,789</b>  |
| 現金及び預金          | 3,186         | 支払手形及び買掛金            | 4,629         |
| 預 け 金           | 2,178         | 未 払 法 人 税 等          | 293           |
| 受取手形及び売掛金       | 7,326         | 前 受 金                | 299           |
| 商品及び製品          | 7             | 受注損失引当金              | 151           |
| 販売用不動産          | 32            | そ の 他                | 1,415         |
| 仕 掛 品           | 195           | <b>固定負債</b>          | <b>2,372</b>  |
| 原 材 料           | 315           | 役員退職慰労引当金            | 38            |
| 繰延税金資産          | 170           | 退職給付に係る負債            | 2,331         |
| そ の 他           | 985           | そ の 他                | 2             |
| 貸倒引当金           | △16           | <b>負債合計</b>          | <b>9,161</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,635</b>  | <b>純 資 産 の 部</b>     |               |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,968</b>  | <b>株主資本</b>          | <b>9,766</b>  |
| 建物及び構築物         | 1,054         | 資 本 金                | 1,947         |
| 機械装置及び運搬具       | 25            | 資 本 剰 余 金            | 1,537         |
| 土 地             | 858           | 利 益 剰 余 金            | 6,290         |
| そ の 他           | 30            | 自 己 株 式              | △8            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>147</b>    | その他の包括利益累計額          | 87            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,518</b>  | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 153           |
| 投資有価証券          | 1,738         | 繰延ヘッジ損益              | △0            |
| 繰延税金資産          | 663           | 為替換算調整勘定             | 280           |
| そ の 他           | 123           | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | △345          |
| 貸倒引当金           | △7            | <b>純資産合計</b>         | <b>9,854</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>19,015</b> | <b>負債・純資産合計</b>      | <b>19,015</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額  |        |
|-----------------|------|--------|
| 売上高             |      | 15,397 |
| 売上原価            |      | 11,959 |
| 売上総利益           |      | 3,438  |
| 販売費及び一般管理費      |      | 2,219  |
| 営業利益            |      | 1,218  |
| 営業外収益           |      |        |
| 受取利息            | 24   |        |
| 受取配当金           | 13   |        |
| その他             | 4    | 43     |
| 営業外費用           |      |        |
| 支払保証料           | 24   |        |
| 為替差損            | 26   |        |
| 持分法による投資損失      | 13   |        |
| その他             | 0    | 64     |
| 経常利益            |      | 1,197  |
| 特別利益            |      |        |
| 関係会社出資金売却益      | 321  |        |
| 投資有価証券償還益       | 57   | 378    |
| 特別損失            |      |        |
| 固定資産除却損         | 4    |        |
| 固定資産廃棄損         | 8    | 12     |
| 税金等調整前当期純利益     |      | 1,564  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 445  |        |
| 法人税等調整額         | △544 | △98    |
| 当期純利益           |      | 1,662  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |      | 1,662  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成27年4月1日期首残高                 | 1,947   | 1,537     | 4,778     | △8      | 8,254       |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |         |           | △150      |         | △150        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 1,662     |         | 1,662       |
| 自己株式の取得                       |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -         | 1,512     | △0      | 1,512       |
| 平成28年3月31日期末残高                | 1,947   | 1,537     | 6,290     | △8      | 9,766       |

|                               | その他の包括利益累計額      |             |                  |                  |                   | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|-------------------|-------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換<br>算調<br>整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |
| 平成27年4月1日期首残高                 | 236              | -           | 302              | △286             | 252               | 8,507 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |             |                  |                  |                   |       |
| 剰余金の配当                        |                  |             |                  |                  |                   | △150  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |             |                  |                  |                   | 1,662 |
| 自己株式の取得                       |                  |             |                  |                  |                   | △0    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △83              | △0          | △22              | △58              | △165              | △165  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △83              | △0          | △22              | △58              | △165              | 1,346 |
| 平成28年3月31日期末残高                | 153              | △0          | 280              | △345             | 87                | 9,854 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社水機テクノス

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 SUIDO KIKO VIET NAM CO., LTD

(連結の範囲から除いた理由)

小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 3社
- ・主要な会社等の名称 藍星（焦作）水務有限公司  
Suido Kiko Middle East Co., Ltd.  
SUIDO KIKO VIET NAM CO., LTD

##### ② 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

##### ② 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度において、持分法適用関連会社でありました五洲富士化水工程有限公司について、平成27年10月に当社が保有する出資持分の全てを売却したため、持分法適用関連会社から除外しております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・商品・製品・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブ……………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ロ. 受注損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ハ. 役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当連結会計年度末に退任するものと仮定した場合の支払予定額を計上しております。

#### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ⑤ 重要なヘッジ会計の方法

##### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

##### ロ. ヘッジ手段 為替予約取引

##### ハ. ヘッジ対象 外貨建債権債務

##### ニ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内関連規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機的な財務取引としては行わない方針としております。

##### ホ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

##### ヘ. その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理は、社内関連規程に基づき行っております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他は工事完成基準を適用しております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これらによる損益に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産                      投資有価証券                      10百万円  
上記の担保は、宅地建物取引業の営業保証金であります。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額                      1,414百万円  
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (3) 保 証 債 務  
以下の関係会社の工事請負契約に関し、金融機関が発行する銀行保証等に対して債務保証を行っております。  
Suido Kiko Middle East Co., Ltd. 3,936百万円 (130百万サウジリヤル)

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 21,479,844株   | 一株           | 一株           | 21,479,844株  |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 33,753株       | 684株         | 一株           | 34,437株      |

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| 決 議              | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 平成27年6月26日定時株主総会 | 普通株式  | 150百万円 | 7円       | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |



- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月29日開催の第112回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 214百万円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日

なお、配当原資につきましては、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、必要な資金を調達することとしており、主として銀行借入や親会社である東レグループのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を活用し、機動的な資金調達をしております。また、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用することとしており、主として短期的な預金や東レグループのCMS等を活用した運用をし、投機的な取引は行わない方針としております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式やその他の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日です。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替の変動の見通しや予約コストを吟味しつつ先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5) 会計方針に関する事項⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスクの管理

当社グループは受取手形及び売掛金については、与信管理規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行うことにより、リスク管理を行っております。

#### ロ. 市場リスクの管理

当社は、主要な通貨の外貨建て取引について、通貨別支払先別に把握された為替の変動リスクに対して、原則としてデリバティブ取引管理に関する社内関連規程に準じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引については、取引権限等を定めた社内関連規程に基づき、経理部が取引及び記帳、契約先との残高照合等を行っております。

#### ハ. 流動性リスクの管理

当社グループは、担当部署が各種の入出金情報や手形の決済期日情報を基に、適時に資金繰計画を作成・更新し、一定の手許流動性の維持を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません。

(単位：百万円)

|                        | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価    | 差 額 |
|------------------------|----------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金             | 3,186          | 3,186  | —   |
| (2) 預 け 金              | 2,178          | 2,178  | —   |
| (3) 受取手形及び売掛金<br>貸倒引当金 | 7,326<br>△0    |        |     |
|                        | 7,326          | 7,326  | —   |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券  | 583            | 583    | —   |
| 資 産 計                  | 13,273         | 13,273 | —   |
| (1) 支払手形及び買掛金          | 4,629          | 4,629  | —   |
| (2) 未払法人税等             | 293            | 293    | —   |
| (3) 前 受 金              | 299            | 299    | —   |
| 負 債 計                  | 5,222          | 5,222  | —   |
| デリバティブ(為替予約)<br>取引(※)  |                |        |     |
| ヘッジ取引が適用され<br>ているもの    | (0)            | (0)    | —   |
| デリバティブ取引計              | (0)            | (0)    | —   |

※正味が債務となる項目については、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 預け金、(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、為替予約の振当処理された買掛金(下記「デリバティブ取引」参照)については、当該為替予約と一体として処理しております。

(2) 未払法人税等、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は全て為替予約の振当処理の要件を満たし、ヘッジ対象としている外貨建買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。(上記負債 (1) 参照)

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

|               | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|---------------|------------------|
| 非 上 場 株 式     | 47               |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 1,107            |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 459円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円52銭  |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部                |               |
|-----------------|---------------|------------------------|---------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>12,208</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>5,128</b>  |
| 現金及び預金          | 2,329         | 支払手形                   | 949           |
| 預け金             | 1,926         | 電子記録債権                 | 713           |
| 受取手形            | 617           | 買掛金                    | 1,671         |
| 売掛金             | 5,233         | リース債権                  | 0             |
| 商品及び製品          | 5             | 未払金                    | 129           |
| 販売用不動産          | 32            | 未払費用                   | 226           |
| 仕掛品             | 80            | 未払法人税等                 | 291           |
| 原材料             | 315           | 未払消費税等                 | 201           |
| 前渡金             | 12            | 前受金                    | 178           |
| 前払費用            | 16            | 預り金                    | 291           |
| 短期貸付金           | 1,066         | 仮受金                    | 325           |
| 繰延税金資産          | 116           | 受注損失引当金                | 139           |
| その他の資産          | 473           | 前受収益                   | 2             |
| 貸倒引当金           | △16           | その他                    | 6             |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>3,920</b>  | <b>固 定 負 債</b>         | <b>1,800</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,957</b>  | 退職給付引当金                | 1,769         |
| 建物              | 1,037         | 役員退職慰労引当金              | 28            |
| 構築物             | 16            | その他                    | 2             |
| 機械及び装置          | 25            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,929</b>  |
| 車両運搬具           | 0             | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| 工具器具及び備品        | 18            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>9,046</b>  |
| 土地              | 858           | 資本金                    | 1,947         |
| リース資産           | 0             | 資本剰余金                  | 1,537         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>64</b>     | 資本準備金                  | 1,537         |
| ソフトウェア          | 58            | 利益剰余金                  | 5,570         |
| その他             | 6             | 利益準備金                  | 153           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,897</b>  | その他利益剰余金               | 5,417         |
| 投資有価証券          | 630           | 別途積立金                  | 1,050         |
| 関係会社株式          | 107           | 繰越利益剰余金                | 4,367         |
| 関係会社出資金         | 545           | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△8</b>     |
| 長期貸付金           | 4             | 評価・換算差額等               | 152           |
| 繰延税金資産          | 508           | その他有価証券評価差額金           | 153           |
| その他の            | 101           | 繰延ヘッジ損益                | △0            |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>16,129</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>9,199</b>  |
|                 |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>16,129</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金    | 額      |
|-----------------------|------|--------|
| 売 上 高                 |      | 10,567 |
| 売 上 原 価               |      | 8,024  |
| 売 上 総 利 益             |      | 2,543  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |      | 1,477  |
| 営 業 利 益               |      | 1,066  |
| 営 業 外 収 益             |      |        |
| 受 取 利 息               | 10   |        |
| 有 価 証 券 利 息           | 16   |        |
| 受 取 配 当 金             | 112  |        |
| 受 取 家 賃               | 23   |        |
| そ の 他                 | 4    | 168    |
| 営 業 外 費 用             |      |        |
| 支 払 保 証 料             | 24   |        |
| 為 替 差 損               | 26   |        |
| そ の 他                 | 0    | 51     |
| 経 常 利 益               |      | 1,182  |
| 特 別 利 益               |      |        |
| 関 係 会 社 出 資 金 売 却 益   | 333  |        |
| 投 資 有 価 証 券 償 還 益     | 57   | 390    |
| 特 別 損 失               |      |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 4    |        |
| 固 定 資 産 廃 棄 損         | 8    | 12     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |      | 1,561  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 399  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △542 | △143   |
| 当 期 純 利 益             |      | 1,705  |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |               |           |                 |               |               |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|-----------------|---------------|---------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                 |               |               | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
|                         |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 合 計 |         |             |
|                         |         |           |               |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 剰 余 金 |               |         |             |
| 平成27年4月1日期首残高           | 1,947   | 1,537     | 1,537         | 153       | 1,050           | 2,812         | 4,015         | △8      | 7,492       |
| 事業年度中の変動額               |         |           |               |           |                 |               |               |         |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |               |           |                 | △150          | △150          |         | △150        |
| 当期純利益                   |         |           |               |           |                 | 1,705         | 1,705         |         | 1,705       |
| 自己株式の取得                 |         |           |               |           |                 |               |               | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |           |               |           |                 |               |               |         |             |
| 事業年度中の変動額合計             | —       | —         | —             | —         | —               | 1,554         | 1,554         | △0      | 1,554       |
| 平成28年3月31日期末残高          | 1,947   | 1,537     | 1,537         | 153       | 1,050           | 4,367         | 5,570         | △8      | 9,046       |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等       |         |         |               |         | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|---------|---------|---------------|---------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 | 繰 延 損 益 | ヘ ッ ジ 益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 | 換 算 合 計 |           |
| 平成27年4月1日期首残高           | 236                   |         | —       |               | 236     | 7,728     |
| 事業年度中の変動額               |                       |         |         |               |         |           |
| 剰余金の配当                  |                       |         |         |               |         | △150      |
| 当期純利益                   |                       |         |         |               |         | 1,705     |
| 自己株式の取得                 |                       |         |         |               |         | △0        |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | △83                   |         | △0      |               | △83     | △83       |
| 事業年度中の変動額合計             | △83                   |         | △0      |               | △83     | 1,470     |
| 平成28年3月31日期末残高          | 153                   |         | △0      |               | 152     | 9,199     |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

###### ロ. その他有価証券

・時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 商品・製品・原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. 販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ③ デリバティブの評価基準及び

評価方法……………時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

② 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。



### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 受注損失引当金……………受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 役員退職慰労引当金……………役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末に退任するものと仮定した場合の支払予定額を計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。

なお、為替予約取引については振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段 為替予約取引

##### ③ ヘッジ対象 外貨建債権債務

##### ④ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内関連規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場取引変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。なお、投機的な財務取引としては行わない方針としております。

##### ⑤ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

##### ⑥ その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

デリバティブ取引の実行及び管理は、社内関連規程に基づき行っております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他は工事完成基準を適用しております。

#### (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

#### (7) その他計算書類作成のための基本となる事項

##### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

##### ③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。



## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|           |             |
|-----------|-------------|
| 退職給付引当金   | 541百万円      |
| 役員退職慰労引当金 | 8           |
| 未払事業税     | 20          |
| 減価償却費     | 0           |
| 販売用不動産評価損 | 19          |
| 投資有価証券評価損 | 19          |
| たな卸資産評価損  | 38          |
| 減損損失      | 16          |
| 貸倒引当金     | 5           |
| 受注損失引当金   | 42          |
| その他       | 70          |
| 繰延税金資産小計  | <u>784</u>  |
| 評価性引当額    | <u>△116</u> |
| 繰延税金資産合計  | 668         |

#### (繰延税金負債)

|              |            |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | <u>△43</u> |
| 繰延税金負債合計     | <u>△43</u> |
| 繰延税金資産の純額    | 625        |

- (2) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.06%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は48百万円減少し、法人税等調整額が52百万円、その他有価証券評価差額金が3百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が0百万円減少しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称 | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容<br>又は<br>職<br>業          | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                         | 取引の内容            | 取引金額<br>(百万円) | 科目   | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------|-------------------|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------|------------------|---------------|------|---------------|
| 親会社 | 東レ(株)  | 147,873           | 合成繊維、<br>プラスチック<br>・ケミカル等<br>の製造販売 | (被所有)<br>直接51.2               | 水処理事業<br>分野での携<br>手業務提<br>携<br>役員の兼任等 | 製品等の販売<br>(注) 2. | 55            | 売掛金  | 8             |
|     |        |                   |                                    |                               |                                       | 製品等の仕入<br>(注) 2. | 172           | 買掛金  | 111           |
|     |        |                   |                                    |                               |                                       | 資金の預入            | 5             | 預け金  | 1,926         |
|     |        |                   |                                    |                               |                                       | 利息の受取<br>(注) 3.  | 5             | 未収入金 | 0             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 製品等の販売価格その他の取引条件は、市場での実勢を勘案して協議により決定しております。
3. 資金の預入は、東レグループ内におけるCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）利用によるもので、当社と東レ株式会社との間で基本契約を締結しております。また、利息の受取に関しては同取引に伴うもので、利息の利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、取引金額については、純額で表示しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

| 種類   | 会社等の名称                                       | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は職<br>業の容<br>業                        | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係                     | 取引の内容                    | 取引金額<br>(百万円) | 科目            | 期末残高<br>(百万円) |
|------|----------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社  | ㈱水機<br>テクノス                                  | 80                | 水処理装置<br>・機械の点<br>検、修理<br>水処理施設<br>の運転・維持<br>管理 | 100.0                         | 当社製品<br>の販売・据付<br>工事の請負<br>役員の兼任等 | 製品等の販売<br>(注) 2.         | 461           | 売掛金           | 194           |
|      |                                              |                   |                                                 |                               |                                   | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(注) 3. | 900<br>3      | 短期貸付金<br>未収入金 | 600<br>1      |
|      |                                              |                   |                                                 |                               |                                   | 増資の引受<br>(注) 4.          | 50            | —             | —             |
|      |                                              |                   |                                                 |                               |                                   | 建物の貸与<br>(注) 5.          | 23            | —             | —             |
| 関連会社 | Suido<br>Kiko<br>Middle<br>East<br>Co., Ltd. | 2,000万<br>サウジヤル   | 中東諸国に<br>おける上下<br>水道及び環<br>境装置の製<br>造・販売        | 49.0                          | 当社技術・<br>製品の供給<br>役員の兼任等          | 資金の貸付<br>利息の受取<br>(注) 3. | 468<br>2      | 短期貸付金<br>未収入金 | 460<br>2      |
|      |                                              |                   |                                                 |                               |                                   | 保証債務<br>(注) 6.           | 3,936         | —             | —             |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 製品等の販売価格その他の取引条件は、市場での実勢を勘案して協議により決定しております。
3. 資金の貸付に関する利息の利率については、市場金利を勘案して決定しております。
4. ㈱水機テクノスの行った第三者割当増資を1株につき500円で引き受けたものであります。
5. 建物の貸与については、近隣の相場等を参考にして賃料を設定しております。
6. Suido Kiko Middle East Co., Ltd. の工事請負契約に関し、金融機関が発行する銀行保証等に対して債務保証を行っております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 428円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 79円50銭  |

## 10. その他の注記

- (1) 企業結合等に関する注記  
該当事項はありません。
- (2) 追加情報  
該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

水道機工株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |    |   |   |
|--------------------|-------|----|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 打越 | 隆 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 磯貝 | 剛 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中野 | 強 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、水道機工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、水道機工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

水道機工株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |    |   |   |
|--------------------|-------|----|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 打越 | 隆 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 磯貝 | 剛 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中野 | 強 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水道機工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用状況等を重点項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、法務審査室（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

水道機工株式会社 監査役会

常勤監査役 近 藤 泰 正 ㊟

社外監査役 千 田 一 夫 ㊟

社外監査役 軒 原 博 幸 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の重要課題と認識しており、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めることを重視し、配当については安定配当の継続性を第一義としながらも業績を勘案して上乘せし、株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績や財政状態および経営環境等を総合的に勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたく存じます。

また、当社は平成28年1月に創立80周年を迎えることができ、これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位のご支援の賜物と厚く御礼申しあげます。

つきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表するため、記念配当を実施させていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 株主に対する事項およびその総額

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき

10円

(うち、普通配当8円・記念配当2円)

配当総額

214,454,070円

#### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第23条2項を変更するものであります。この変更については、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案による定款一部変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                        | 変 更 案                          |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総則                         | 第1章 総則                         |
| 第1条～第3条 (条文省略)                 | 第1条～第3条 (現行どおり)                |
| <b>【機 関】</b>                   | <b>【機 関】</b>                   |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| 1. 取締役会                        | 1. 取締役会                        |
| 2. <u>監査役</u>                  | 2. <u>監査等委員会</u>               |
| 3. <u>監査役会</u>                 | (削除)                           |
| 4. 会計監査人                       | 3. 会計監査人                       |
| 第5条 (条文省略)                     | 第5条 (現行どおり)                    |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="137 182 460 243">第2章 株式<br/>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p data-bbox="137 288 460 349">第3章 株主総会<br/>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p data-bbox="137 394 548 530">第4章 取締役および取締役会<br/>【取締役の員数】<br/>第17条 <u>当社の取締役は10名以内とする。</u></p> <p data-bbox="137 644 387 712">【取締役の選任】<br/>第18条 (新設)</p> <p data-bbox="188 901 548 1067">1. <u>取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p data-bbox="188 1150 548 1211">2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> | <p data-bbox="573 182 919 243">第2章 株式<br/>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="573 288 919 349">第3章 株主総会<br/>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="573 394 985 598">第4章 取締役および取締役会<br/>【取締役の員数】<br/>第17条 <u>当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p data-bbox="573 644 985 848">【取締役の選任】<br/>第18条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="623 901 985 1105">2. <u>取締役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="623 1150 985 1211">3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【取締役の任期】</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>【取締役の任期】</p> <p>第19条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                                                    | <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>【取締役会の招集通知】</p> <p>第21条 <u>取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この時期を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                     |



| 現 行 定 款                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>【取締役会の決議の省略】</p> <p>第21条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> | <p>【重要な業務執行の決定の委任】</p> <p>第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>【取締役会の決議方法】</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>【取締役の報酬等】<br/>第22条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【取締役の責任免除】<br/>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第24条 （条文省略）</p> | <p>【取締役会議事録】<br/>第24条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>2. <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>【取締役の報酬等】<br/>第25条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>【取締役の責任免除】<br/>第26条 （現行どおり）</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第27条 （現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><b>【監査役の員数】</b></p> <p>第25条 <u>当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><b>【監査役の選任】</b></p> <p>第26条 <u>監査役の選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。</u></p> <p><b>【監査役の任期】</b></p> <p>第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><b>【常勤の監査役】</b></p> <p>第28条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><b>【監査役の報酬等】</b></p> <p>第29条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>【監査役の責任免除】</b></p> <p><u>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                   |
| <p><b>【監査役会規則】</b></p> <p><u>第31条 監査役会の運営に関する規定は別にこれを定める。</u></p>                                                                                                                                                                                             | <p>(削除)</p>                                                                                                                   |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                             |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                                   | <p><b>【監査等委員会の招集通知】</b></p>                                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                                                                                               | <p><u>第28条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の招集通知は、会日の7日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>3. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>                                                               |
| (新設)    | <p><b>【監査等委員会の決議方法】</b></p> <p>第29条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>             |
| (新設)    | <p><b>【監査等委員会の議事録】</b></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> |
| (新設)    | <p><b>【常勤の監査等委員】</b></p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>                                              |
| (新設)    | <p><b>【監査等委員会規則】</b></p> <p>第32条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>                           |

| 現 行 定 款                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第32条～第35条 （条文省略）<br/>附則<br/><br/>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第33条～第36条 （現行どおり）<br/>附則<br/>第 1 条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第112回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | かど かわ まさ のぶ<br>角 川 政 信<br>(昭和32年8月8日生) | 昭和55年4月 東レ株式会社入社<br>平成15年6月 同社エンジニアリング開発センター第1開発室長<br>平成17年9月 同社愛媛工場工務部長<br>平成20年6月 同社エンジニアリング開発センター所長<br>平成23年4月 東レ・プレジジョン株式会社代表取締役社長<br>平成26年6月 当社代表取締役副社長環境事業担当兼環境事業部長<br>平成27年4月 当社代表取締役副社長環境事業担当<br>平成27年6月 当社代表取締役社長<br>(現任) | 12,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2         | <p style="text-align: center;">おお まち よし みち<br/>大 町 芳 通<br/>(昭和31年2月28日生)</p> | <p>昭和63年11月 当社入社<br/>平成18年1月 当社技術生産本部第1技術部長<br/>平成20年6月 当社執行役員公共事業本部副<br/>本部長兼工務部長・事業推進<br/>部長<br/>平成22年6月 当社取締役執行役員公共事業<br/>本部技術部長<br/>平成24年6月 当社取締役執行役員O&amp;M<br/>事業部長、株式会社水機メン<br/>テナンスサービス代表取締役<br/>社長<br/>平成24年11月 当社取締役O&amp;M事業部長、<br/>株式会社水機メンテナンスサ<br/>ービス代表取締役社長<br/>平成26年4月 当社取締役O&amp;M事業担当兼<br/>O&amp;M事業室長、株式会社水<br/>機テクノス取締役<br/>(現任)</p> | 10,000株           |
| 3         | <p style="text-align: center;">いし い よし まさ<br/>石 井 克 昌<br/>(昭和36年2月15日生)</p>  | <p>平成9年4月 当社入社<br/>平成21年4月 当社業務推進室長<br/>平成23年4月 当社管理本部総務企画部長<br/>平成23年9月 当社管理本部総務企画部長<br/>株式会社水機テクノス取締役<br/>平成25年4月 当社理事 管理部門担当総務<br/>部長、株式会社水機テクノス<br/>取締役<br/>平成27年6月 当社取締役 管理部門担当総<br/>務部長、機器事業担当、<br/>株式会社水機テクノス取締役<br/>平成28年4月 当社取締役 管理部門担当総<br/>務部長、機器事業担当、環境事<br/>業SKME担当、<br/>株式会社水機テクノス取締役<br/>(現任)</p>                                          | 10,000株           |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | まる やま ひろ き<br>丸山 広 記<br>(昭和38年3月11日生) | 平成5年1月 当社入社<br>平成13年4月 当社営業本部名古屋支店長<br>平成18年4月 当社営業本部大阪支社長<br>平成23年4月 当社公共事業本部事業管理<br>部長<br>平成25年4月 当社理事 公共事業本部公共<br>事業部長<br>平成25年6月 当社理事 公共事業本部公共<br>事業部長、株式会社水機メンテ<br>ナンスサービス取締役<br>平成27年4月 当社理事 プラント事業部長<br>兼東京支店長<br>平成27年6月 当社取締役 プラント事業担<br>当、プラント事業部長兼<br>東京支店長<br>平成28年4月 当社取締役 プラント事業担<br>当、プラント事業部長<br>(現任) | 10,000株        |
| 5         | おお たに ひろし<br>大 谷 洋<br>(昭和28年2月22日生)   | 昭和53年4月 東レ株式会社入社<br>平成17年11月 同社エンジニアリング開発セ<br>ンター所長<br>平成20年6月 東レ・プレジジョン株式会<br>社代表取締役社長<br>平成23年4月 東レ株式会社水処理・環境事<br>業本部副本部長<br>平成23年6月 同社取締役水処理・環境事業<br>本部長<br>平成23年6月 当社取締役<br>平成26年6月 東レ株式会社常務取締役水処<br>理・環境事業本部長<br>(現任)                                                                                            | 一株             |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 角川政信氏は、当社の親会社である東レ株式会社の子会社の東レ・プレジジョン株式会社において、平成23年4月から平成26年6月に至るまで、代表取締役社長の地位にありました。
- 当社は、東レ・プレジジョン株式会社との間に取引はありません。

3. 大谷洋氏は、当社の親会社であり、特定関係事業者である東レ株式会社において、同社の業務執行者として、平成23年4月から6月まで同社水処理・環境事業本部副本部長の地位にありました。そして、平成23年6月以降、同社取締役水処理・環境事業本部長の地位にあり、平成26年6月からは、同社常務取締役水処理・環境事業本部長の地位にあります。
4. 大谷洋氏は、上記3に記載のとおり、現在当社の特定関係事業者（親会社）である東レ株式会社の常務取締役であり、過去5年間に同社の業務執行者となったことがあるとともに、過去2年間に同社より給与等の支払いを受けており、また、今後支払いを受ける予定があります。
5. 大谷洋氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、業務を執行しない取締役とする予定ですので、第2号議案の承認可決を条件として、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第26条第2項に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、監査役全員（3名）は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 近藤 泰正<br>(昭和30年12月3日生) | 昭和55年4月 当社入社<br>平成19年6月 当社執行役員公共事業本部<br>技術部長兼研究開発部担当<br>平成21年6月 当社執行役員環境海外事業本部<br>副本部長兼営業部長<br>平成22年10月 株式会社水機テクノス取締役<br>平成23年6月 株式会社水機テクノス常務取<br>締役<br>平成24年6月 株式会社水機テクノス代表取<br>締役社長<br>平成27年6月 当社常勤監査役<br>(現任)                                                              | 13,000株    |
| 2     | 千田 一夫<br>(昭和23年9月6日生)  | 昭和42年4月 富士銀行入行<br>平成10年2月 同行新松戸支店支店長<br>平成13年3月 同行支店部参事役<br>平成13年4月 同行押上支店詰参事役 矢野<br>新商事株式会社出向<br>平成14年4月 矢野新商事株式会社執行役員<br>経理部長<br>平成15年4月 同社取締役経理部長<br>平成18年4月 みずほスタッフ株式会社顧問<br>平成18年6月 同社常勤監査役<br>平成21年6月 当社社外監査役<br>平成22年2月 株式会社ティムコ社外監査役<br>平成28年2月 株式会社ティムコ社外取締役<br>(現任) | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|-----------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | しげ まつ なおし<br>重 松 直<br>(昭和21年7月29日生) | 昭和44年4月 東レ株式会社入社<br>平成14年6月 同社情報システム部門長兼情報調査室長<br>平成21年6月 同社常任理事(システム) 情報システム部門長、株式会社東レシステムセンター代表取締役会長<br>平成23年6月 株式会社東レシステムセンター相談役<br>平成25年7月 株式会社東レシステムセンター嘱託(非常勤)<br>平成27年3月 株式会社東レシステムセンター退社<br>平成27年4月 KPMGコンサルティング株式会社顧問<br>平成28年3月 KPMGコンサルティング株式会社退社 | 一株                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 千田一夫氏は、社外取締役候補者ではありますが、株式会社ティムコの社外取締役であります。当社は、同社との間に人的・資本的・取引関係・その他の利害関係はありません。同氏は、社外での豊富な取締役経験ならびに監査役経験を有しており、その豊富な知識と経験に基づくアドバイスは、当社にとって有益であると期待されるため、社外取締役として選任するものであります。
3. 千田一夫氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結のときをもって7年になります。また、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が取締役に選任された場合、第2号議案の承認可決を条件として、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第26条第2項に基づき、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、千田一夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が取締役に就任した場合には、引き続き独立役員の届出を継続する予定であります。

5. 重松直氏は、社外取締役候補者であります。同氏は平成21年6月から平成23年6月まで、株式会社東レシステムセンターの代表取締役会長の地位にあり、経営全般における幅広い知識と見識を有しており、その豊富な知識と経験に基づくアドバイスは、当社にとって有益であると期待されるため、社外取締役として選任するものであります。また、同氏が選任されたときは、第2号議案の承認可決を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び変更後定款第26条第2項に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。
6. 重松直氏は、特定関係事業者（当社親会社である東レ株式会社の子会社）である株式会社東レシステムセンターにおいて、平成21年6月から平成23年6月まで代表取締役会長の地位にありました。

### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                   | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 新谷弘之<br>(昭和27年1月10日生) | 昭和49年4月 東レ株式会社入社<br>平成12年5月 同社三島工場工務部長<br>平成16年6月 東レACE株式会社取締役<br>平成18年6月 同社代表取締役社長<br>平成25年6月 同社相談役(常勤)<br>平成26年6月 同社相談役(非常勤)<br>平成27年6月 同社退社 | 一株             |

- (注) 1. 新谷弘之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新谷弘之氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏は社外の東レACE株式会社において代表取締役社長を経験しており、会社経営全般に関する幅広い知識と見識を有しており、当社の社外取締役として、その職務を適正に遂行できると判断しております。
3. 新谷弘之氏は、特定関係事業者(当社親会社である東レ株式会社の子会社)である東レACE株式会社において、平成18年6月から平成25年6月まで代表取締役社長の地位にありました。
4. 新谷弘之氏が、社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

#### **第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月27日開催の第109回定時株主総会において、年額2億円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が、原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額の定めを廃止して、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額をこれまでの取締役の報酬額および経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

#### **第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬額は、平成25年6月27日開催の第109回定時株主総会において、年額5,000万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が、原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額をこれまでの監査役報酬額および経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

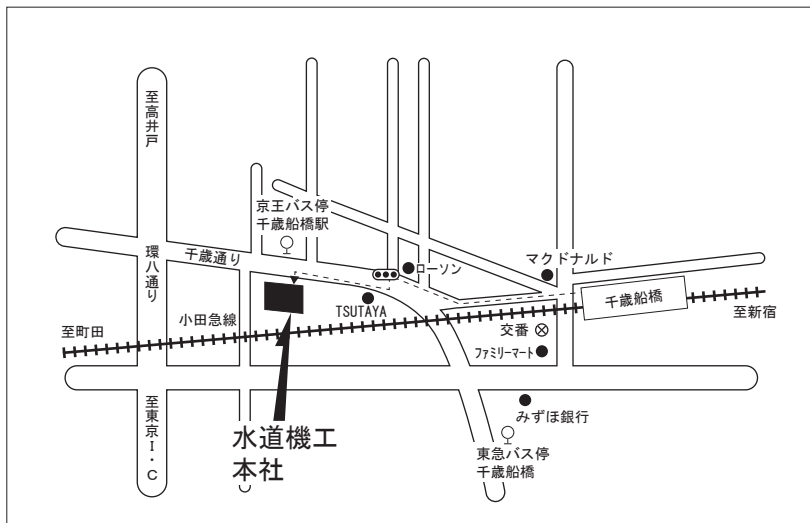
本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

以上

## 第112回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号  
水道機工株式会社 本社7階会議室



### 交通機関

- 電車：小田急小田原線千歳船橋駅（各駅停車をご利用ください）下車徒歩約5分
- バス：東急田園都市線用賀駅より東急バス（祖師ヶ谷大蔵駅行）千歳船橋下車徒歩約5分
- バス：京王線千歳烏山駅より京王バス（千歳船橋駅行）終点下車徒歩約3分

★お願い★ 駐車設備が充分ではありませんので、なるべく電車またはバスをご利用ください。